

三重県地域公共交通協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、三重県地域公共交通協議会規約（以下「規約」という。）第23条の規定に基づき、三重県地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し必要な事項を定める。

(予算)

第2条 協議会の予算は、三重県からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また、協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(予算の補正)

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

(予算区分)

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表1及び別表2に定める以外の項及び目を定めることができる。

(予算の流用及び予備費の充用)

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、三重県の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、速やかに協議会へ報告しなければならない。

(現金等の保管)

第6条 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(委員の報償費等)

第7条 規約第6条第1項に定める報償費及び第2項に定める弁償の対象となる費用のうち総会に出席するための旅費については、学識経験者及び住民代表としての委員に対してのみ支給する。

2 報償費は、学識経験者の委員に対しては日額10,000円、住民代表としての委員に対しては日額5,000円とする。

(契約の締結)

第8条 協議会の業務に係る契約については、三重県の例による。ただし、これに

より難しいときは、会長が別に定める。

2 協議会に係る契約事務の審査については、別に定める。

(出納員)

第9条 協議会の出納を行うため、出納員を置く。

2 出納員は、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

3 出納員は、協議会の事務局職員のうちから会長が指名する。

(収入及び支出の手続)

第10条 協議会の予算に係る収入及び支出の取扱いについては、三重県において定められている収入及び支出の取扱いの例による。

2 出納員は、次に掲げる簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第11条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、協議会の監事（以下「監事」という。）による監査を受け、その結果を添えなければならない。

(監査等)

第12条 会長は、毎会計年度終了後、次に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長は、その監査報告書を総会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを事務局に備え付けておかななければならない。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年3月23日から施行する。

附 則

1 この規程は、令和4年5月16日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表 2 (第 4 条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 諸支出	1 諸支出	1 雑出
4 予備費	1 予備費	1 予備費